

河原アイペットワールド専門学校学則

第1章 総則

(趣旨)

この学則は、本校の管理及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条 本校は学校教育法に基づき、文化・教養関係の専門課程を設置し、動物愛護の精神に立ち、幅広い創造性に溢れ、動物管理の専門能力を持った人材を育成し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、河原アイペットワールド専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校の位置を、愛媛県松山市南堀端町6番11に置く。

第2章 課程、学科、学生定員及び修業年限

(課程及び学科)

第4条 本校の課程及び学科は、次の通りとする。

文化・教養関係専門課程 動物看護・栄養管理学科

文化・教養関係専門課程 トリマー学科

文化・教養関係専門課程 ドッグトレーナー・ペットビジネス学科

(学生定員)

第5条 本校の学生入学定員は、次の通りとする。

動物看護・栄養管理学科 40名

トリマー学科 40名

ドッグトレーナー・ペットビジネス学科 40名

(修業年限)

第6条 本校の修業年限は、次の通りとする。

動物看護・栄養管理学科 昼間部 2年

トリマー学科 昼間部 2年

ドッグトレーナー・ペットビジネス学科 昼間部 2年

(在学年限)

第7条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年、学期)

第8条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 本校の学期は、前期及び後期の二期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 前項の前期及び後期の期間は、校長が必要と認めるときは変更することがある。

(休業日)

第9条 本校の休業日は、次の通りとする。ただし、校長が必要と認める場合は休業日でも授業又は試験を行うことができる。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律で規定する日。

(4) 夏期休業 8月1日から8月31日まで

(5) 冬期休業 12月20日から1月7日まで

(6) 春期休業 3月1日から3月31日まで

(7) その他、校長が定める日

2 前項の休業日は、校長が必要と認めるときは変更することがある。

3 第1項に定めるものの他、校長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、編入学、転入学及び再入学

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は、高等学校を卒業した者、中等教育学校を卒業した者、又は学校教育法施行規則第183条に該当する者とする。

(入学時期)

第11条 本校の入学及び編入学の時期は、学年の始めとする。転入学の時期は、第18条に定めるところにより決定する。再入学の時期は、第19条に定めるところにより決定する。

(出願)

第12条 本校に入学、編入学、転入学及び再入学しようとする者は、本校の定める入学願書及び所定の書類に必要事項を記載し、第46条に定める入学検定料を添えて願い出なければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(選考方法)

第13条 入学者の選考方法は、学校運営会議で決定する。

(選考)

第14条 出願の手続きを終了した者に対して、別に定めるところにより、選考を行なう。

2 前項の選考による合格者は、学校運営会議の議を経て、校長が決定する。

(入学手続)

第 15 条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、第 46 条に定める入学金を添えて入学手続きをとらねばならない。

(入学許可)

第 16 条 校長は、前条の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第 17 条 次の各号の一に該当する者で、本校に編入学を志願する者があるときは、別に定めるところの選考の上、学校運営会議の議を経て、相当年次に編入学を許可することができる。

(1) 過去に専修学校の専門課程、高等専門学校、大学及び短期大学に 1 年以上在籍し、相当の単位を修得した者

(2) 外国において、学校教育における 14 年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む）を修了した者又はこれに準ずる者

(3) 本学において、前項各号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

2 前項の規定により編入学が許可された者の、すでに修得した授業科目、単位数及び時間数の取扱い並びに在学すべき年数については、学校運営会議の議を経て校長が決定する。

3 編入学を許可された者の修業年限及び在学年限は、別に定める。

(転入学)

第 18 条 次の各号の一に該当する者で、本校に転入学を志願する者があるときは、別に定めるところの選考の上、学校運営会議の議を経て、相当年次に転入学を許可することができる。

(1) 専修学校の専門課程に在籍中であり、相当年次と同等以上の学力があると認められた者

(2) 高等専門学校に在籍中であり、相当年次と同等以上の学力があると認められた者

(3) 大学に在籍中であり、相当年次と同等以上の学力があると認められた者

(4) 短期大学に在籍中であり、相当年次と同等以上の学力があると認められた者

2 前項の規定により転入学が許可された者の、すでに修得した授業科目、単位数及び時間数の取扱い並びに在学すべき年数、入学時期については、学校運営会議の議を経て校長が決定する。

3 転入学を許可された者の修業年限及び在学年限は、別に定める。

(再入学)

第 19 条 次の各号の一に該当する者で、本校に再入学を志願する者があるときは、別に定めるところの選考の上、学校運営会議の議を経て、相当年次に再入学を許可することができる。

(1) 本校を退学となった者。ただし、第 41 条の規定により退学処分となった者は、再入学することはできない。

(2) 本校を除籍となった者。ただし、第 42 条の規程により在学年限を超えて除籍となった者は、再入学することはできない。

2 前項の規定により再入学が許可された者の、すでに修得した授業科目、単位数及び時間数の取扱い並びに在学すべき年数、入学時期については、学校運営会議の議を経て校長が決定する。

- 3 再入学を許可された者の修業年限及び在学年限は、別に定める。

第5章 休学、復学、転学、転科、留学及び退学

(休学)

第20条 学生は、病気その他やむを得ない理由のため引き続き2ヶ月以上就学することができないときは、休学願を校長に提出し、その許可を得て休学することができる。

- 2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることがある。
- 3 休学期間は、通算して修業年限と同じ年数を超えることができない。
- 4 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。
- 5 休学中は第48条に定める在籍料を納めなければならない。

(復学)

第21条 休学期間満了の場合又は休学の期間中にその理由が消滅したときは校長に願い出、その許可を得て、復学することができる。

(転学)

第22条 他の専修学校、大学又は短期大学に転入学をしようとする者は、転学願を校長に提出しなければならない。

(転科)

第23条 本校の他の学科に転科しようとする者は、転科願を校長に提出し、選考の上、校長の許可を得なければならない。

- 2 転科に関する規程は、別に定める。

(留学)

第24条 外国の大学又は短期大学、専修学校に該当する教育機関へ留学を希望する者については、校長が許可することができる。

- 2 留学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由のあるときは、許可を得て、さらに1年以内に限り、その期間を延長することができる。
- 3 前項の留学期間は、休学の取り扱いをしないものとする。
- 4 本校と他校の協定にもとづく単位取得プログラムにおける他校での修学である場合を除き、留学中は別に定める在籍料を納めなければならない。
- 5 留学の手続に関する事項は、別にこれを定める。

(退学)

第25条 退学しようとする者は、退学願を校長に提出し許可を受けなければならない。

第6章 教育課程及び履修方法等

(教育課程及び授業時間数)

第 26 条 本校の教育課程及び授業時間数は、別表 1 の通りとする。

(授業の方法)

第 27 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業の方法による授業科目の履修は、当該課程の修了に必要な総授業時数のうち 4 分の 3 を超えないものとする。

(同時受講)

第 28 条 校長が教育上有益と認めるときは、学年又は学科を異にする学生を合わせて授業を行うことができる。

(単位計算方法)

第 29 条 単位計算方法は次のとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の範囲で本校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(授業科目の評価及び単位修得の認定)

第 30 条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要時間の取得状況と当該科目の評価により行う。

2 授業科目の評価及び認定の取り扱いについては、別に定める。

(単位認定等の権限)

第 31 条 単位授与または単位認定は、学校運営会議の議を経て校長が決定する。

(他の専修学校等における学修及び入学前の学修の認定)

第 32 条 校長が教育上有益と認めるときは、学生が行う大学又は短期大学における学修、及び、他の専修学校の専門課程における授業科目の履修（科目等履修生制度により修得した単位も含む）、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校の当該課程における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。単位の認定については別に定める。

2 校長が教育上有益と認めるときは、学生が本校に入学する前に行った大学又は短期大学における学修、及び、他の専修学校の専門課程における授業科目の履修（科目等履修生制度により修得した単位も含む）、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校入学後の当該課程における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。単位の認定については別に定める。

3 前二項により修得できる単位数の合計は、編入学及び転入学の場合を除き、本校の当該課程の修了に必要な総授業時数の二分の一に換算される単位数を超えないものとする。

(編入学、転入学、再入学及び転科の単位認定)

第 33 条 編入学者、転入学者、再入学者又は転科者が入学以前に修得した単位については、それぞれ、

第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 23 条の規定に基づき、学校運営会議の議を経て、校長が本校の当該課程において履修し、修得したものと認定することができる。

第 7 章 卒業、進級及び称号

(進級)

第 34 条 校長は別に定める要件に基づき、当該学年の課程を全て履修した者または次項に該当する者を進級させるものとする。

2 修得できなかった科目（以下「未修了科目」という）がある者は、未修了科目の再履修願を提出し校長が承認の上、進級を許可することができる。

3 再履修願を提出した者は、原則として次年度に再履修し、受験資格を満たしたのち次年度の学生と同じ試験を受けることができる。卒業予定学年においては、校長が認める範囲内で年度内に再履修できる。

(卒業)

第 35 条 第 4 条に定める本校所定の課程を修了し、所定の単位を修得した者に対して、校長は学校運営会議の意見を聴き、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 卒業の認定に関する規定は別に定める。

(称号)

第 36 条 前条の認定を受けた者には、修了した専門課程学科に基づき、次の通り専門士の称号を付与する。

専門士（文化・教養関係専門課程 動物看護・栄養管理学科）

専門士（文化・教養関係専門課程 トリマー学科）

専門士（文化・教養関係専門課程 ドッグトレーナー・ペットビジネス学科）

第 8 章 科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 37 条 本校学生以外の者で、本校所定の授業科目のうち、一又は複数の授業科目を選んで履修を希望する者があるときは、本校の定めるところにより、選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生であって、履修を許可された授業科目の単位認定を希望する者には、当該授業科目につき単位認定試験を実施し、合格した者には所定の単位を認定する。

3 科目等履修生に関する事項は、別にこれを定める。

(聴講生)

第 38 条 本校専門課程の授業科目の聴講を希望する者に対しては、収容人員に余裕がある場合に限り、本校の定めるところにより、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

2 聴講生に関する事項は、別に定める

(外国人留学生)

第 39 条 外国人であって第 10 条、第 17 条、第 18 条又は第 19 条に規定する資格を有し、本校に入学、

編入学、転入学又は再入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学、編入学、転入学又は再入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第9章 賞罰

(表彰)

第40条 学生として表彰に値する業績、行為があるときは、学校運営会議の議を経て、校長が表彰することができる。

(懲戒)

第41条 校長は次の各号の一に該当する者に対して、学校運営会議の議を経て、訓告・停学・退学のいずれかを命ずることができる。

- (1) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (2) 第7条に定める在学年限を超えた者
- (3) 素行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (4) 学修成果の状況等から学習意欲が著しく乏しいと認められた者
- (5) 学校の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者

2 前項の他、校長は教育上必要と認められるときは、学生を懲戒することがある。懲戒は訓告、停学、及び退学とする。

(除籍)

第42条 校長は次の各号の一に該当する者を、除籍することができる。

- (1) 死亡届のあった者
- (2) 行方不明の届のあった者
- (3) 授業料等を納期までに納付せず、かつ、督促しても納付しない者
- (4) 第20条に定める休学期間を経過した者
- (5) 第7条に定める在学年限を経過した者

第10章 教職員組織

(教職員)

第43条 本校に、校長、学科長、教員、事務職員その他の必要な教職員を置く。

- 2 校長は、校務を掌り、所属教職員を監督する。
- 3 学科長は、当該学科を統括する。
- 4 教職員及び教職員組織について必要な事項は、別に定める。

第11章 学校運営会議

(学校運営会議)

第44条 本校に、学校運営会議を置く。

- 2 学校運営会議に関して必要な事項は、別に定める。

第12章 自己評価等

(自己評価等)

第45条 本校は、その教育基準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するために自己評価委員会を設け、本校における教育活動等の状況に自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 職業実践専門課程の設置学科については、下記の取組みにより、学校運営及び授業科目等の評価・改善を行うものとする。

(1) 学校関係者評価委員会

本委員会は、本校運営の全般（学校経営、教育活動及び教育実績の現状、さらにそれらの短期的、中期的及び長期的課題、社会的責務、自己評価等）について、学校関係者より意見を聴き、これを踏まえて学校運営の組織的、継続的な改善に取り組むこととする。

(2) 教育課程編成委員会

本委員会は、本校職業実践専門課程において、実践的かつ専門的な高度職業教育を推進するという観点から、企業・業界団体等より、当該業界における人材需要の動向や将来展望、期待される知識・技術等について意見を聴き、これを踏まえてカリキュラムや教育方法の工夫改善に組織的、継続的に取り組むこととする。

(3) 自己点検評価委員会

本委員会は、自己点検及び自己評価に関する資料収集、調査研究及び啓発活動を行い、自己点検評価報告書の策定と公開に関わる業務及び、学校関係者評価委員会の実施内容についての検討に取り組むこととする。

第13章 学生納付金、奨学制度及び学費貸与制度

(入学検定料、入学金、授業料等)

第46条 本校の入学検定料、入学金、授業料等の金額は別表2の通りとする。納付の時期については別に定める。

(退学、停学、復学の場合の授業料)

第47条 退学する者及び退学を命じられた者についても、最終在籍学年の授業料を納入しなければならない。また、停学期間中の授業料も納入する。

2 年度の中途において復学した者は、年度の中途であっても復学した年度分の授業料を復学した年度に納付しなければならない。

(在籍料)

第48条 休学期間及び留学中の在籍料の金額及び納付の時期は別に定める。

(科目等履修生選考料、科目等履修生登録料、科目等履修料及び聴講料)

第49条 科目等履修生として授業科目の履修を志願する者は、科目等履修生選考料を所定の期日までに納めなければならない。

2 科目等履修生選考料に関する規程は別に定める。

3 科目等履修生に許可された者は、科目等履修生登録料及び科目等履修料を、聴講生に許可され

た者は、聴講料を納めなければならない。

4 科目等履修生登録料、科目等履修料、及び聴講料の金額及び納付の時期は別に定める。

(学生納付金の返還)

第 50 条 既に納付された学生納付金（入学検定料、入学金、授業料、科目等履修生選考料、科目等履修生登録料、科目等履修料、聴講料等）は、原則として返還しない。

(学費貸与及び給付)

第 51 条 成績優秀者であって、経済的事由により修学が困難である等、特別の事情があると認められた者には、授業料等を減免、又は学費を貸与若しくは給付することができる。

2 授業料減免制度、学費貸与制度に関する規程は別に定める。

第 14 章 保証人

(保証人)

第 52 条 保証人は、保証する学生の在学中、その一身上に関する事項について連帯して一切の責任を負うものとする。これについて、保証人は、書面により誓約しなければならない。

2 保証人は、身分及び住所に変更があった場合には、直ちにその旨を校長に届け出なければならない。

3 保証人を変更した場合には、新たに第 1 項の誓約書を提出しなければならない。

(保証人の変更)

第 53 条 保証人について誓約書記載内容に変更が生じた場合は、直ちに校長に届け出なければならない。

第 15 章 保健、衛生及び厚生

(健康診断)

第 54 条 学校保健安全法第 32 条において準用する第 13 条の規定に基づき、本校学生に対して定期的に年 1 回の健康診断を実施する。

2 校長が必要と認めるときは、本校学生に対して臨時の健康診断を行うことができる。

3 前二項の健康診断については、別に定める。

(寄宿舎)

第 55 条 本校に寄宿舎を設置できる。その場合、寮規則は、校長が別に定める。

第 16 章 改廃及び細則

(改廃)

第 56 条 本校則の改廃は、学校運営会議の議を経て理事会の承認を受けなければならない。

(細則)

第 57 条 本校則施行に関する細則その他必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

1. この学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
1. この学則は平成 18 年 3 月 10 日から施行する。(一部改正)
1. この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
1. この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
1. この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
ただし、平成 27 年 3 月 31 日にしつけインストラクター学科に在籍している学生については、本学則の第 7 条の別表 2 の規定にかかわらず、旧学則の第 7 条の別表 2 を適用する。
1. この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
ただし、平成 28 年 3 月 31 日に動物看護師学科及びグルーマー学科に在籍している学生については、本学則の第 7 条の別表 2 の規定にかかわらず、旧学則の第 7 条の別表 2 を適用する。
1. この学則は平成 29 年 3 月 1 日から施行する。(一部改正)
ただし、平成 29 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、本学則の第 18 条の別表 3 の規定にかかわらず、旧学則の第 18 条の別表 3 を適用する。
1. この学則第 15 条第 2 項の称号「専門士（文化・教養関係専門課程 動物看護・栄養管理学科）」「専門士（文化・教養関係専門課程 トリマー学科）」は、文部科学省により官報にて告示された日（平成 30 年 2 月 28 日）をもって施行する。(一部改正)
1. この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 48 条は平成 31 年度入学生から適用する。

授業科目・単位数・時間数 動物看護・栄養管理学科

区分	開講科目名	授業方法	授業時間			単位				備考
			総授業時間数	1年生	2年生	総単位数	1年生	2年生	1単位時間数	
コアカリキュラム科目	動物形態機能学	講義	120	120		8	8		15	
	動物繁殖学	講義	30	30		2	2		15	
	動物病理学	講義	30	30		2	2		15	
	動物薬理学	講義	60	30	30	4	2	2	15	
	動物感染症学	講義	90	30	60	6	2	4	15	
	動物看護学概論	講義	60		60	4	0	4	15	
	動物医療関連法規	講義	30	30		2	2		15	
	公衆衛生学	講義	60	60		4	4		15	
	人間動物関係学	講義	30	30		2	2		15	
	動物福祉・倫理	講義	30	30		2	2		15	
	動物行動学	講義	30		30	2		2	15	
	伴侶動物学	講義	60	60		4	4		15	
	産業動物学	講義	45		45	3		3	15	
	実験動物学	講義	15		15	1		1	15	
	野生動物学	講義	30	30		2	2		15	
	動物内科看護学	講義	30		30	2		2	15	
	動物外科看護学	講義	60		60	4		4	15	
	動物臨床看護学総論	講義	30		30	2		2	15	
	動物臨床看護学各論	講義	120		120	8		8	15	
	動物臨床栄養学	講義	60		60	4		4	15	
	動物臨床検査学	講義	60	60		4	4		15	
	動物医療コミュニケーション	演習	30		30	1		1	30	
	動物形態機能学実習	実習	45	15	30	1		1	30	
	動物内科看護学実習	実習	90	90		3	3		30	
動物臨床検査学実習	実習	90	60	30	3	2	1	30		
動物外科看護学実習	実習	90		90	3		3	30		
動物臨床看護学実習	実習	45	15	30	1		1	30		
動物看護総合実習	実習	180	90	90	6	3	3	30		
小計			1,650	810	840	90	44	46		
学校特色科目	動物疾病看護学	講義	90		90	6		6	15	
	栄養学	講義	30	30		2	2		15	
	動物看護各論	講義	60		60	4		4	15	
	グルーミング実習Ⅰ	実習	90	90		3	3		30	
	グルーミング実習Ⅱ	実習	90		90	3		3	30	
	グルーミング理論	講義	30	30		2	2		15	
	トレーニング演習	演習	60	60		2	2		30	
	コンピューター実習Ⅰ	実習	60	60		2	2		30	
	コンピューター実習Ⅱ	実習	30		30	1		1	30	
	就職実務Ⅰ	講義	60	60		4	4		15	
	就職実務Ⅱ	講義	30		30	2		2	15	
小計			630	330	300	31	15	16		
合計			2,280	1,140	1,140	121	59	62		

授業科目・単位数・時間数 トリマー学科

開講科目名	授業方法	授業時間			単位				備考
		総授業時間数	1年生	2年生	単位	1年生	2年生	1単位時間数	
グルーミング理論	講義	60	60		4	4		15	
トリミング理論Ⅰ	講義	60	60		4	4		15	
トリミング理論Ⅱ	講義	30		30	2		2	15	
トリミング理論Ⅲ	講義	30		30	2		2	15	
動物健康管理学Ⅰ	講義	60	60		4	4		15	
動物健康管理学Ⅱ	講義	60		60	4		4	15	
スモールペット飼育学	講義	60	60		4	4		15	
愛玩動物飼養管理士論	講義	60	60		4	4		15	
トリマーワーク学	講義	30	30		1	1		30	
ペットショップ学	講義	60	60		2	2		30	
グルーミング実習Ⅰ	実習	480	480		16	16		30	
グルーミング実習Ⅱ	実習	720		720	24		24	30	
インターンシップ実習Ⅰ	実習	30	30		1	1		30	
インターンシップ実習Ⅱ	実習	30		30	1		1	30	
造形美術	演習	60		60	2		2	30	
ハンドリング演習	演習	30		30	1		1	30	
トレーニング演習	演習	60	60		2	2		30	
コンピューター実習Ⅰ	実習	60	60		2	2		30	
コンピューター実習Ⅱ	実習	30		30	1		1	30	
就職実務Ⅰ	講義	60	60		4	4		15	
就職実務Ⅱ	講義	30		30	2		2	15	
合計		2,100	1,080	1,020	87	48	39		

授業科目・単位数・時間数 ドッグトレーナー・ペットビジネス学科

区分	開講科目名	授業方法	授業時間			単位				備考
			総授業時間数	1年生	2年生	総単位数	1年生	2年生	1単位時間数	
基本科目	犬学Ⅰ	講義	30	30		2	2		15	
	犬学Ⅱ	講義	30		30	2		2	15	
	犬種学Ⅰ	講義	30	30		2	2		15	
	犬種学Ⅱ	講義	30		30	2		2	15	
	動物福祉学	講義	30	30		2	2		15	
	しつけ理論Ⅰ	講義	60	60		4	4		15	
	アクアリウム学	講義	60	60		4	4		15	
	ペットショップ学Ⅰ	講義	60	60		4	4		15	
	スモールペット飼育学Ⅰ	講義	60	60		4	4		15	
	スモールペット飼育学Ⅱ	講義	60		60	4		4	15	
	愛玩動物飼養管理士論	講義	60	60		4	4		15	
	グルーミング理論	講義	30	30		2	2		15	
	動物健康管理学Ⅰ	講義	60	60		4	4		15	
	動物健康管理学Ⅱ	講義	60		60	4		4	15	
	しつけ実習Ⅰ	実習	60	60		2	2		30	
	しつけ実習Ⅱ	実習	60		60	2		2	30	
	トレーニング特論Ⅰ	演習	120	120		4	4		30	
	トレーニング特論Ⅱ	演習	120		120	4		4	30	
	ドッグトレーナー演習Ⅰ	演習	60	60		2	2		30	
	ドッグトレーナー演習Ⅱ	演習	60		60	2		2	30	
	アニマルセラピー演習	演習	90		90	3		3	30	
	グルーミング実習Ⅰ	実習	90	90		3	3		30	
	グルーミング実習Ⅱ	実習	90		90	3		3	30	
	インターンシップ実習Ⅰ	実習	30	30		1	1		30	
	インターンシップ実習Ⅱ	実習	30		30	1		1	30	
	コンピューター実習Ⅰ	実習	60	60		2	2		30	
コンピューター実習Ⅱ	実習	30		30	1		1	30		
就職実務Ⅰ	講義	60	60		4	4		15		
就職実務Ⅱ	講義	30		30	2		2	15		
合計			1,650	960	690	80	50	30	630	
選択1 しつけ 訓練 コース	しつけ演習	演習	60		60	2		2	30	
	しつけ実習Ⅲ	実習	60		60	2		2	30	
	合計		120	—	120	4	—	4	60	
選択2 ペット ショッ プコー ス	ペットショップ学Ⅱ	講義	60		60	2		2	30	
	アクアリウム演習	演習	60		60	4		4	15	
	合計		120	—	120	6	—	6	45	
しつけ訓練コース 合計			1,770	960	810	84	50	34	—	—
ペットショップコース 合計			1,770	960	810	86	50	36	—	—

※選択1しつけ訓練コース、選択2ペットショップコースより1つコース選択する。

入学金、授業料

学科名	年次	入学検定料	入学金	授業料	施設設備費	維持費	合計
動物看護・栄養管理学科	1年次	10,000	150,000	490,000	200,000	220,000	1,070,000
	2年次			490,000	200,000	220,000	910,000
トリマー学科	1年次	10,000	150,000	490,000	200,000	220,000	1,070,000
	2年次			490,000	200,000	220,000	910,000
ドッグトレーナー・ ペットビジネス学科	1年次	10,000	150,000	490,000	200,000	220,000	1,070,000
	2年次			490,000	200,000	220,000	910,000